

令和7年11月19日（水）午前10時30分

大阪市従業員労働組合 会議スペース

環境施設組合総務課長以下、大阪市従業員労働組合書記長以下との交渉議事録

【環境施設組合】

10月6日に申し入れを受けた「2025年度年末手当に関する申し入れ」並びに「2025年賃金改定要求」にかかる回答を行う。

ご承知のとおり、当環境施設組合の勤務労働条件については、大阪市に準拠した給与水準としていることから、令和7年度の年末手当並びに給与改定に関する内容についても、大阪市において回答された内容と同様に対応を考えている。

大阪市においては、大阪市人事委員会の勧告どおり月例給の公民較差(12,653円、3.10%)を解消するための行政職給料表の引き上げを令和7年4月1日に遡及して実施する旨の回答が行われ、また、他の給料表の改定については、技能労務職給料表も含め、同様の取扱いとすることされた。

技能労務職給料表は、行政職給料表との均衡を考慮し、行政職給料表1級から4級の平均改定率3.39%を用いて改定を行うこととなり、1級の初号付近を12,300円引き上げ、行政職給料表と同様に、概ね30歳台後半までの職員に重点を置きつつ、40歳台以上の職員に対して適用される級及び号給については定率を基本として改定を行うこととされたので、当組合としても同様に改定していく。

また、再任用職員の給料月額については、大阪市人事委員会勧告において「国の改定傾向を参考に改定を行うことが適当である。」と言及されたことを受け、再任用職員以外の各給料表における各級の最高号給の改定額に基づき改定することを基本とし、この間の給料表の切り替えによる経過措置や転任等による現給保障の適用を受けている場合は、他の職員との均衡を考慮して改定を実施することとしている。

併せて、会計年度任用職員の報酬についても、改定を行うこととされているので、大阪市と同様に改定を行う。

続いて、期末・勤勉手当についてであるが、大阪市においては、再任用職員以外の職員の期末・勤勉手当については、年間で0.05月分を引き上げて4.65月分に改定し、本年度については12月期の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025月分引き上げ、来年度以降は6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.0125月分ずつ均等に引き上げることとされているので、大阪市と同様の対応を行う。

再任用職員については、年間で0.05月分引き上げて2.45月分に改定し、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025月分引き上げ、来年度以降は、6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.0125月分ずつ均等に引き上げることとする。

会計年度任用職員については、期末・勤勉手当ともに本務職員と同様とし対応していく。

また、支給日は、12月10日、水曜日とする。

具体的勤勉手当については、別紙のとおり、予め算定された月数を基本とする。

ただし、条例に定められている支給総額を超えないよう調整する場合がある。

以上が年末手当についての回答である。

その他の諸手当については、自動車等使用者の通勤手当の使用距離の区分に応じて、国や大阪市と同様に引き上げる改定を令和7年4月1日に遡及して実施する予定である。

また、給与改定に伴う差額支給については、大阪市と同様に12月17日、水曜日の給与支給日に行いたいと考えているので、よろしくお願ひする。

【労働組合】

ただ今、課長より「2025年賃金改定要求」及び「年末一時金に関する要求」のうち、給与改定及び年末一時金に関する回答が示されたところである。

まずは、月例給についてである。大阪市が人事委員会より勧告された内容と同様に公民格差12,653円、3.10%に基づき給料表の改定を行うとの考えが示された。

さらに、期末・勤勉手当についても、年間で4.65月として本年度の12月期より0.05月引き上げ、改定に伴う差額精算については、12月17日の給与支給日に行うことも明らかにされた。

市従は、10月6日に行った環境施設組合との団体交渉以降、事務折衝において協議を行ってきたところであり、本日、示された内容に関しては、大阪市と市労連の決着内容を踏まえたものと認識するところである。市従として、給料表及び一時金の引き上げ改定を行うことは、長引く物価高騰などの影響による厳しい生活実態や、組合員の高齢化などにより労働環境が改善されない中にあっても、「質の高い公共サービス」を提供するため、創意工夫を重ね懸命に業務に取り組んできた組合員の努力と、これまでの交渉経過を踏まえたものとして受け止めておく。

次に技能労務職給料表1級から2級への昇格条件の課題である。

2級班員制度については、この間、大阪市と同様の取扱いとされており、これまでの制度においては、2級班員への受験資格を得るために、10年の期間を要していた。しかし、採用の再開が行われ、幅広い年齢層で採用が行われていることを踏まえると、受験を希望する組合員のモチベーションの維持・向上が重要であり、受験資格を得るための期間の短縮について協議を重ねた結果、受験資格については5年へと見直しが市側から示された。

この対応を受け、環境施設組合としても、優秀な人財を確保していくためには、処遇面や組合員の働き甲斐、モチベーションの維持・向上を図っていく必要があるとの考え方から、大阪市に準じた対応を行うとの回答がされたところである。

さらに賃金確定要求に関わっては、大阪市に対して、これらの項目以外にも、勤務労働条件にかかる事項について要求を行っているので、引き続き、環境施設組合としても誠意をもって対応されることを求めておく。

【環境施設組合】

指摘のとおり、これらの項目以外にも、大阪市に対して勤務労働条件にかかる事項について要求されていると認識していることから、引き続き、大阪市の動向に注視しつつ、合意に向けて誠実に対応していくのでよろしくお願ひする。

【労働組合】

ただ今、課長より、大阪市の動向に注視しつつ、合意に向けて誠実に対応していく考え方方が示された。

市従が申し入れた2025年賃金改定に関する要求項目については、給与改定及び一時金以外に關しても、組合員の勤務労働条件に關わる極めて重要な事項であり、今後、環境施設組合として、主体性を發揮し、誠実で誠意ある交渉・協議を行うことを改めて求めておく。

そのうえで、本日示された回答については、市従として基本的に了解し大綱的に判断した上で、本日の交渉を終えることとする。